

社労士オフィス.KAN

KAN 通信

VOL85



連絡先： 社労士オフィス.KAN
 社会保険労務士 武用 貫汰
 〒573-0013
 大阪府枚方市星丘 1-26-14
 電話：072-395-1291 F A X：072-395-1291
 e-mail：kanroumu3.1cocoa@ares.eonet.ne.jp

職場での熱中症対策義務化

◆改正の概要

近年の猛暑や職場での熱中症による死傷災害の増加を受け、職場での熱中症対策が法的義務として強化されています。具体的には、令和7年6月1日、職場における熱中症対策の義務化を含む、改正労働安全衛生規則が施行されました。

対象となるのは、「WBGT（暑さ指数）28℃以上または気温 31℃以上の環境で、1時間以上または1日4時間を超えての実施」が見込まれる作業です。これについて、熱中症の重篤化を防止するため「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられました。

◆主な義務内容

・報告体制の整備と周知：「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備および関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでな

く、最適温度管理バディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や労働環境内での冷却装置等により、熱中症の重症がある作業員を積極的に把握するように努める。

- ・重篤化防止措置の準備と周知：熱中症のおそれがある作業員を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先および所在地等、②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成および関係作業員への周知。

これらの措置を怠った場合、6カ月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科される可能性があります。従業員の命を守るためにも、また法令遵守のためにも、今後は作業環境の見直しや従業員への教育・訓練の実施がより一層重要となります。

詳細は、厚生労働省のパンフレット・リーフレットをご

参照ください。

【厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」】
<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001476824.pdf>

年休取得義務化6年目の現状

～厚生労働省「労働時間制度等に関する実態調査結果」より

年次有給休暇のうち年5日の時季指定義務が法定されてから6年が経過しました。厚生労働省の調査によると、時季指定義務の運用方法は次のような割合（10人未満事業所を除く）になっています。

① 切替始めに計画年休制度により年5日を指定 16.3%

② 労働者の意見を聞いた上で使用者が年5日を指定 14.2%

③ 労働者の取得に委ねて年5日取得できている 62.0%

④ 労働者の意見を聞かずに使用者が年5日を指定 1.9%

⑤ 指定できておらず、年5日取得できていない 3.4%

◆制度運用の課題

企業規模別では、「企業規模300～499人」では①が38.4%と他の企業規模（10人未満を除く）の平均より約3倍も多くなっている一方、⑤が9.1%と約4倍も多いことです。つまり、300～499人規模の企業では年間計画を立てている企業が多い一方、年5日取得できていない労働者がいる企業も多いということです。

これは、従業員が増えることで管理が難しくなることを示しています。管理のためには制度化が必要ですが、一方で計画を立てすぎると柔軟な運用が難しくなり、現場の納得感も得られにくくなります。制度の運用方法を見直す際は、こうした点に留意することが重要です。

◆消滅年休の活用

また、2年の時効を迎えた年次有給休暇については、「そのまま消滅」としている企業が60.0%と多数を占める一方、「特別休暇等として積み立てている」企業は6.6%にとどまっています。こうした有効活用の取組みは、企業の魅力向上にもつながる可能性があります。

現在、人手不足や採用難が深刻化しており、今後は介護離職による労働力不足も懸念されています。対策として、介護などの理由で年休を有効活用できる制度の導入を検討してみたいかがでしょうか。

【厚生労働省「労働時間制度等に関する実態調査結果について

（概要）】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001491863.pdf>

7月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限 [年金事務所または健保組合] <7月1日現在>
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付<1月～6月分> [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 [公共職業安定所] <前月以降に採用した労働者がいる場合>
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限<年度更新> [労働基準監督署]
- 労働保険料の納付<延納第1期分> [郵便局または銀行]

15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請<6月30日の現況>の提出 [税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

31日

- 所得税予定納税額の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出 [労働基準監督署] <休業4日未満、4月～6月

分>

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第2期> [郵便局または銀行]

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

～当事務所より一言～

今年も折り返しました。頑張らないといけませんが「まあ、暑い、暑い☀️」ですね。梅雨もなかったようなもんだし、たまらん😅皆様も熱中症に気を付けて無理はなさらず、乗り切ってください。

